

児童扶養手当の受給資格の現況確認手続きにおけるメール誤送信について

このたび、標記の事務を行うにあたって、児童扶養手当受給資格者の個人情報に記載された電子ファイルを県から県内各町の担当課にメールで送信する際、それぞれ当該町分のファイルのみを送信すべきところ、誤って、全8町分のファイルも送信しました。

〔※児童扶養手当は、ひとり親家庭に対して、児童の福祉増進のために支給される手当。
町在住者については、町で手続き・県が支給（市在住者は市が手続き・支給）〕

誤って送信した電子ファイルは、1つの町の担当者において開封されたものの、速やかに削除され、残りの町においては、開封前に削除されています。そのため、町以外の外部に流出することはない、また、不正に利用されたり、第三者に悪用されることもありません。

これまでの経緯と対応等について、下記のとおりお知らせいたします。

今後、メール送信時の添付ファイルの再確認など、職員が個人情報を取り扱う際の適正管理について、一層の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

記

1. 事案の経緯

令和8年7月21日（火）午前11時45分ごろ

- ・8町の児童扶養手当担当課にメール送信

令和8年7月21日（火）午後4時ごろ

- ・1町の担当者からの連絡により誤送信発覚（担当者に削除を依頼）
- ・その後ただちに残り7町の担当者にメールと添付ファイルの削除を依頼

令和8年7月22日（水）午前9時ごろ

- ・全8町での削除を確認

※県に連絡のあった1町以外の7町においてはファイル閲覧前に削除済

2. 誤送信したファイルに記載された個人情報

8町在住の児童扶養手当受給資格者824名分に係る

- ・氏名、住所
- ・離婚日、別居日、元配偶者の氏名・住所（該当者のみ）

3. 対象者への対応

本事案の報告及び謝罪文書を郵送